

令和3年福島県沖地震による 楡葉町一部損壊住宅修理支援事業

令和3年2月13日に発生しました福島県沖を震源とする地震により、**一部損壊**した住宅修理の福島県独自支援事業が創設されました。
対象となる方は申請をお願い致します。

1 対象者

以下の全ての要件を満たす者(世帯)

- (1) 当該災害により**一部損壊**の住家被害を受けたこと。
- (2) 修理費用に**20万円以上**を要し、**支払いが完了**していること。

2 住宅の修理内容

住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に**応急修理**を行うことが**適当な箇所**について実施。

	応急修理の緊急性の高い部位
1	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外壁の補修、壊れた床の補修
2	壊れたドア、窓等の開口部の補修
3	配管・配線の補修(上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備(換気扇などの交換)、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修)
4	壊れた衛生設備(便器・浴槽などの交換)

●留意事項

- ・内装のみを修理する場合は対象外です
- ・電化製品、エアコン等の修理は対象外です。

3 支援金額

1住戸あたり 100,000円

4 申込期日

令和3年 9月30日まで

【受付に必要な書類】

- ① 申込書
- ② り災証明書
- ③ 修理した場所がわかる写真(施工前・施工中・施工後)
- ④ 修理した金額がわかる書類(見積書・契約書・領収書 等)
- ⑤ 資力に関する申出書

申込や修理内容についてご不明な点がございましたら、担当まで連絡下さい。

●受付担当窓口
楡葉町役場 建設課
建築住宅係 0240-23-6106